

## 業務の運営に関する規程

### 事業所名 青森県保険医協同組合無料職業紹介所

青森県保険医協同組合は、医科・歯科医療従事者に係る無料職業紹介所（以下「本所」という）を設置し、公共に奉仕する目的のもとに、一切無料で次の要領により、職業紹介事業を行います。

#### 第1 求 人

1 本所は、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、医療技術者、一般事務の職業、会計事務の職業、その他の保健医療の職業、家庭生活支援サービスの職業、生活衛生サービスの職業、飲食物調理の職業、清掃の職業に関する青森県保険医協同組合の構成員からの求人のお申し込みに限りこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

4 求人申込期限は六ヶ月と致します。期間間近に本所より期限切れの連絡を致しますが、その際、お申し出があれば延長致します。

5 求人が不要となった場合は、直ちに本所へ求人取消の連絡をしてください。

#### 第2 求 職

1 本所は、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、医療技術者、一般事務の職業、会計事務の職業、その他の保健医療の職業、家庭生活支援サービスの職業、生活衛生サービスの職業、飲食物調理の職業、清掃の職業に関する青森県保険医協同組合の構成員からの求職のお申し込みに限りこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

2 求職申込みを希望する方（パートタイムでの労働を希望する方を含みます）は、所定の求職票によりお申込みいただきます。所定の求職票を郵便、ファックス又は電子メールにてお申し込みください。

3 求職申込期限は六ヶ月と致します。期間間近に本所より期限切れの連絡を致しますが、その際、お申し出があれば延長致します。

4 求職が不要となった場合は、直ちに本所へ求人取消の連絡をしてください。

### 第3 紹 介

- 1 求職の方には、そのご希望と能力に応ずる職業につくことができようお世話致します。
- 2 求人の方には、その希望に適合する求職者をお世話致します。
- 3 求職の方を、求人者に紹介する場合には求人者に連絡します。
- 4 求人・求職の申込みを受けた場合は、紹介をいたします。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、一切介入いたしません。

### 第4 その他

- 1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった時も同様報告してください。
- 2 本所は、厚生労働大臣に届出をした無料職業紹介所です。職業紹介に関し、手数料・報酬は一切いたしません。
- 3 本所は、職業安定機関と連携を図り対応致します。
- 4 本所は、就職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 5 本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されてます。

平成 28年 6月 1日

代表者 青森県保険医協同組合  
理事長 引地 基文

### 附 則

1. この規定は平成 28年 6月 1日より施行する。